# 命を守る

1. 計画段階 発生確率が高い鉄道3大労災は、確実に防ぐ!

> 感電 ⇒高さ制限・き電停止 触車 ⇒保安体制 墜落 ⇒開口部明示(照明等)・安全帯

|保安体制|| ①基本 線閉+二重安全措置 > ②軌道短絡器 > ③可搬式特殊信号発光器(特発 LED)

L →線閉の時だけ

3つ以外は"不安体制"列車が来る

→優先順位 軌道短絡器(進入側)>赤色表示灯(800m 見)>黄色表示灯(700m 置)

→「特発 LED」と物は同じ。名前が変わる…

- ・踏切やTC列警活用は、「保安体制確認マップ」で見張員数や見通し距離などを特に入念に確認
- ・作業区間明示灯(黄色回転灯)は、二重安全措置の赤色表示灯か黄色表示灯で代用可(間違いやすい)

### 2. 線路立入時のケジメ

「1+3」の「1」= 保安体制 OK の確認。自分の目・耳で確認! =自分と仲間の安全 ケジメ…ある境界で区別をはっきりさせること。明白なかたちで責任を取ること

3. 線路内 「声だし・声かけ」積極的に! ⇒コミュニケーションの第一歩。意思疎通の潤滑剤

「作業区間」の両端に、略図通り"明示灯"を置き、跡確認完了まで撤去しない!

- (1) 軌工管の責務
- ①締結装置等、材料状態の確認
- ②仕上り確認 (超えたら手直し)
- ③跡確認

#### 範囲は工事施工区間=作業区間+移動区間

- ・「跡確認者」は保安打合せまでに指定※1
- ・作業区間明示灯の撤去または撤去確認
- ・跡確認が終わったら、線閉責任者へ報告
- ※1 軌工管が作業区間を離れて戻らない場合など
- 例)・踏切に作業区間明示灯を残して作業現場へ先に行く場合
  - ・作業区間が複数・広範囲だが無線や携帯で連絡できる場合

- (2)線閉責任者(建築限界点検者=見張員以上)の責務
- 〇建築限界点検

## 範囲は作業区間

- ・「建築限界点検者」は保安打合せまでに指定 →線閉以外では必ず指定
- →・ 軌工管から跡確認終了を受け、建築限界点検※2
- ・建築限界点検が終わったら、軌工管へ報告
- ・線閉解除(その他の保安体制解除は軌工管の責務)
- ※2 軌工管と別々ではなく、同時に確認する場合の例
  - ・最端部へ移動⇒軌工管(跡確認者)が明示灯撤去(電源は切らない) ⇒片押しで跡確認⇒もう一方の明示灯撤去⇒退出(電源 OFF)

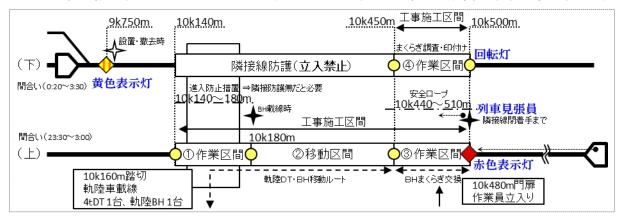
#### 4. 線路退出時のケジメ

「1+3」の「3」=「 ①締結 ②仕上り ③建築限界 (跡確認)」OK の確認 =お客様の安全

確認するまで保安体制を継続(列車抑止・防護)! 列車を通さない!

焦った時は、早めに指令(輸送 or 施設)に相談!助けてくれる。

ルールに少々抜け漏れが生じてしまっても、これらの堅守にこだわれば、高い確率で命は守れます



保安打合せ票や略図の変更≒契約変更。深夜であっても、元請・発注者の夜間当番等へ連絡!